

岐阜円徳寺所蔵の楽市令制札について

小 島 道 裕

-
- | | |
|----------------|---------------|
| はじめに | 3. 信長制札以前の市場 |
| 1. 制札の形状 | 付記—複製品の製作について |
| 2. 制札の内容と変化の意味 | |
-

論文要旨

岐阜市所在の円徳寺には、加納という市場に宛てた楽市令の制札4枚が所蔵されている。昨年度その複製品を製作したことを機会に、そのモノとしての資料の特徴を紹介し、それに基づいて、制札の発給の意義について考察を行いたい。

この4枚の制札の中で、最も顕著な特徴を持つのは、最初に出された永禄10年（1567）の織田信長制札であり、柱と屋根を取り付けた跡や風化・変色の状態から、実際に長期間屋外に掲示されていたことが明らかである。これに対し、それ以後に出された3点は、その形跡がなく、また次第に形骸化しており、最初の制札に対する安堵であったと考えられる。

制札の内容と合わせて考えると、その意味は次のように解釈できる。すなわち、信長が斎藤氏を逐って入城した当時は、この市場には住民がおらず、領主が一方的に特権を与える形で制札を立てたが、それによって次第に住民が定着し、共同体もできたため、以後はこの町共同体に対して安堵の制札を与えていったのである。この制札の意義は、城下町へ商工業者の集住を図ることで、領主の手によって都市形成が進められていったことを示している点にあると見るべきであろう。